

神戸市学習用端末貸与規程
(神戸市立高等学校等)

令和3年3月31日
教育長決定

(目的)

第1条 この規程は、神戸市立高等学校及び神戸市立工業高等専門学校に在籍する生徒に対する学習用端末の貸与について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 貸与の対象となる者は、神戸市立高等学校又は神戸市立工業高等専門学校に在籍する生徒の保護者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 兵庫県国公立高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）の支給を受けているもの
- (2) 第1号に規定するものに準ずる程度に経済的に困窮していると教育長が認めるもの

(貸与品)

第3条 貸与する学習用端末は、各学校長が指定するものとし、端末を使用するために必要な付属品を含む。

(貸付料)

第4条 学習用端末の貸付料は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年3月23日、条例第79号）第7条の規定により、免除する。

(同意書の提出)

第5条 学習用端末の貸与を受けようとする者は、生徒が在籍する学校の長（以下「学校長」という。）に対し、「学習用端末の使用に係る同意書」を提出しなければならない。

- 2 学校長は、前項の同意書の提出を受け、適当と認めたときは、学習用端末の貸与を決定するものとする。

(貸与期間)

第6条 学習用端末の貸与期間は、貸与を決定した日から、生徒の卒業認定予定日までとする。

- 2 前項の規定に関わらず、学習用端末を貸与された者（以下「被貸与者」という。）が第2条の要件に該当しなくなったときは、貸与期間は終了する。

(管理)

第7条 学校長は、貸与の状況を明らかにするために台帳を備えなければならない。

- 2 学校長は、貸与の状況に変更が生じたときは台帳に記載する。

(学習用端末の取扱い)

第8条 被貸与者及び、貸与された学習用端末を使用する生徒（以下「使用者」という。）は、学習用端末について、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

- 2 被貸与者及び使用者は、神戸市教育委員会又は学校長から、学習用端末の管理運営

にあたり必要な指示があった場合はその指示に従うものとする。

3 被貸与者及び使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 学習用端末を第三者に使用させ、又は転貸すること。
- (2) 学習用端末を売却、廃棄又は故意に破損すること。
- (3) 学習用端末を学習活動以外に使用すること。
- (4) 学習用端末を利用し、使用者以外の者に対して危害を加えること。
- (5) その他学習用端末の貸与の目的に反する行為を行うこと。

4 被貸与者及び使用者は、神戸市教育委員会又は学校長が学習用端末の利用履歴（インターネットの利用履歴を含む。）を確認することに同意すること。

（充電及びインターネット通信に係る経費）

第9条 被貸与者は、学習用端末の使用にあたり、次に掲げる経費を負担しなければならない。

- (1) 使用者が在籍する学校以外の場所における学習用端末の充電に係る経費
- (2) 使用者が在籍する学校以外の場所におけるインターネット通信に係る経費

（亡失又は損傷の報告）

第10条 被貸与者又は使用者は、学習用端末を亡失したとき又は学習用端末が損傷したときは、学校長に対し、直ちに報告しなければならない。

2 前項の場合において、亡失又は損傷の事由が被貸与者又は使用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、学習用端末の原状復旧に要する費用は、被貸与者の負担とする。

（損害賠償）

第11条 被貸与者は、学習用端末の使用にあたり、使用者又は被貸与者の責に帰すべき理由により神戸市教育委員会又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

2 学習用端末の使用にあたり、使用者の故意又は過失により個人情報等の漏えい等の事故が生じた場合は、神戸市教育委員会は、その責任を負わないものとする。

（学習用端末の返却）

第12条 被貸与者は、第6条に定める貸与期間の終了日までに、学校長に対し、学習用端末を返却しなければならない。

2 被貸与者が、第6条に定める貸与期間の終了日までに返却せず、学校長からの督促にも応じない場合は、被貸与者は学習用端末の価額を弁償する責任を負う。

（施行細目）

第13条 この規程に定めるもののほか、学習用端末の貸与に関して必要な事項は、神戸市教育委員会事務局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和3年3月31日より施行する。